

## 茨城県最低賃金が「時間額953円」に改定されました

茨城県最低賃金は、

**令和5年10月1日から時間額953円（42円引上げ）**

に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室（電話029—224—6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

.....

事業場内の最低賃金を引上げ、設備投資等を行う事業者（原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者）への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

### 1. 専門家による無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター（電話0120—971—728）

### 2. 業務改善助成金

お問合せは、上記センター又は、

業務改善助成金コールセンター（電話0120—366—440）

# 茨城県最低賃金

令和5年10月1日から

使用者も労働者も  
必ず確認！最低賃金

時間額 **953円**



最低賃金制度のマスコット  
クエックマン

\*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず  
すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

## 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索

専門家による無料相談  
を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城県働き方改革推進支援センター

検索

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

検索